

船舶事故等調査報告書

平成26年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第93号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年6月17日 05時00分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市黒島南東方沖 佐世保市所在の黒島港沖防波堤東灯台から真方位141° 1.8海里（M）付近 （概位 北緯33° 07.4′ 東経129° 33.0′）
事故等調査の経過	平成25年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{ごとう} 五島丸、12トン NS2-24175（漁船登録番号）、五島漁業協同組合 B 漁船 ^{あけぼの} 曙丸、8.5トン NS2-23259（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	A バルバスバウに亀裂及び擦過傷 B 右舷船首部外板に破口、船首マストに曲損等
事故等の経過	A船は、船長A及び甲板員が乗り組み、船長Aが、操舵室の中央に立ち、約15ノットの対地速力で自動操舵によって北北東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、漂泊して操業中、平成25年6月17日05時00分ごろ、黒島南東方沖において、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 船長Aは、船長Bの無事を確認し、甲板員をB船に移乗させ、両船は、自力航行して佐世保市黒島漁港へ入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：05時12分ごろ 月没時刻：00時09分ごろ
その他の事項	船長Aは、目視及び1.5Mレンジに設定したレーダー画面で前方を確認し、船舶を認めなかったことから、大丈夫と思い、入港後直ちに作業に取り掛かれるように朝食を済ませておくため、操舵室で後方を向いて朝食の準備をしていた。 A船は、マスト灯、舷灯及び船尾灯を表示していた。 B船は、漂泊してはえ縄を揚げていた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明 A なし、B 不明 A なし、B 不明</p> <p>A 船は、黒島南東方沖を北北東進中、船長Aが、前路に他船がないものと思い込み、朝食の準備をしていたことから、B 船に気付かず、B 船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、黒島南東方沖において、漂泊して揚縄中、A 船と衝突したものと考えられるが、船長Bから情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、黒島南東方沖において、A 船が北北東進中、B 船が漂泊して揚縄中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。